

平成 15 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 合同酒精株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 長井 幸夫  
コード番号 2 5 3 3  
問 合 せ 先 経営企画室長 秋野 利郎  
(TEL03-3575-2711)

## 持株会社体制への移行について

合同酒精株式会社は本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 15 年 7 月 1 日を目途に当社の酒類事業、酵素医薬品事業等原則すべての事業を分社し、新設する合同酒精株式会社へ承継するとともに、当社はその全株式を保有する持株会社へ移行する方針を決議いたしました。

なお、持株会社体制への移行に伴い、当社は商号を「オエノンホールディングス株式会社」に変更し、引き続き上場会社となる予定です。

### 記

#### 1. 持株会社体制移行の目的

当社は「顧客志向」と「収益志向」を経営の基本方針として事業を展開しております。この基本方針の下、事業の「選択と集中」および事業ネットワークの拡充などグループ経営の創造的革新により、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいりました。

具体的には、酒類販売免許の規制緩和、業界再編の動きなどを踏まえ、福德長酒類株式会社等のグループ化など、当社を中核としたグループ経営体制を構築いたしました。

この体制の下、グループ各社における強みを最大限に発揮するとともに、グループ統合力の強化によるグループ全体の企業価値向上を目指して活動しております。

また、経営システムについても、取締役数の見直しによる取締役会の機動性向上、執行役員制度の導入などにより、戦略策定機能と業務執行機能の区分による的確、スピーディーな経営を可能とする体制を構築してまいりました。

今後は従前にも増して、グローバルな競争激化、急激な市場構造の変化が予想され、戦略策定機能に特化した持株会社体制の下で、グループとしての競争力の強化、機動的なグループ経営のさらなる推進を行うことが最適であると判断いたしました。

- (1) 持株会社の戦略的マネジメントにより、引き続きグループ各社のそれぞれの特徴を活かしながら、グループ全体戦略に基づく適正な資源配分により、シナジーの最大化などグループ企業価値をより一層向上してまいります。
- (2) 持株会社体制への移行に伴い、グループ内の戦略策定機能と業務執行機能をさらに明確に区分し、グループ各社の機動的な経営をより可能にいたします。また、戦略的アライアンスを含むスピーディーかつ柔軟なグループ経営をこれまで以上に実践してまいります。

なお、持株会社体制への移行については、第1フェーズとして当社の事業を分社いたしますが、業界再編の進行など経営環境のさらなる変化に対応するため、将来的にはグループ各社の機能別再編なども視野に入れております。

#### 新商号「オエノン」について

すべてのものをお酒に変える力を持つという伝説の女神、「オエノ」。  
ギリシャ・ローマ神話では「オエノ」は酒神「バックス」にその力を授けられました。  
いつまでもお客様と喜びを共有するために、新しい商品・サービスを常に提供していきたい。  
——これが新しく誕生する企業グループの理念です。  
バイオ技術の象徴である「オエノ」をいしずえとし、この理念を実現するために、バイオ技術をベースとしたさらなる事業の展開(「オン」)を目指して新しい商号としました。  
今ここに、持株会社「オエノン」がスタートいたします。

#### 2. 持株会社の機能

持株会社は、以下の機能を有することといたします。

- (1) グループ経営戦略の立案、実行
- (2) 投資家、顧客への広報・IR活動などグループとしてのコミュニケーション活動全体のマネジメント
- (3) その他、商品の安全性の問題を含むガバナンス、環境対応、技術研究などグループ全体としての戦略的課題に対する統一的戦略、政策の立案、実行

#### 3. 持株会社への移行方法と手続等

##### (1) 移行方法と手続

現在の合同酒精株式会社は持株会社(上場会社)となり、現在の合同酒精株式会社の事業は、新設する100%子会社(「合同酒精株式会社」(非公開会社))に承継いたします。

持株会社体制への移行および事業の承継手続は「会社分割(分社型新設分割)」の方法によるものとし、本年3月下旬開催予定の当社定時株主総会における承認および所管官公庁の許認可を条件として、実施する予定です。

##### (2) 日程

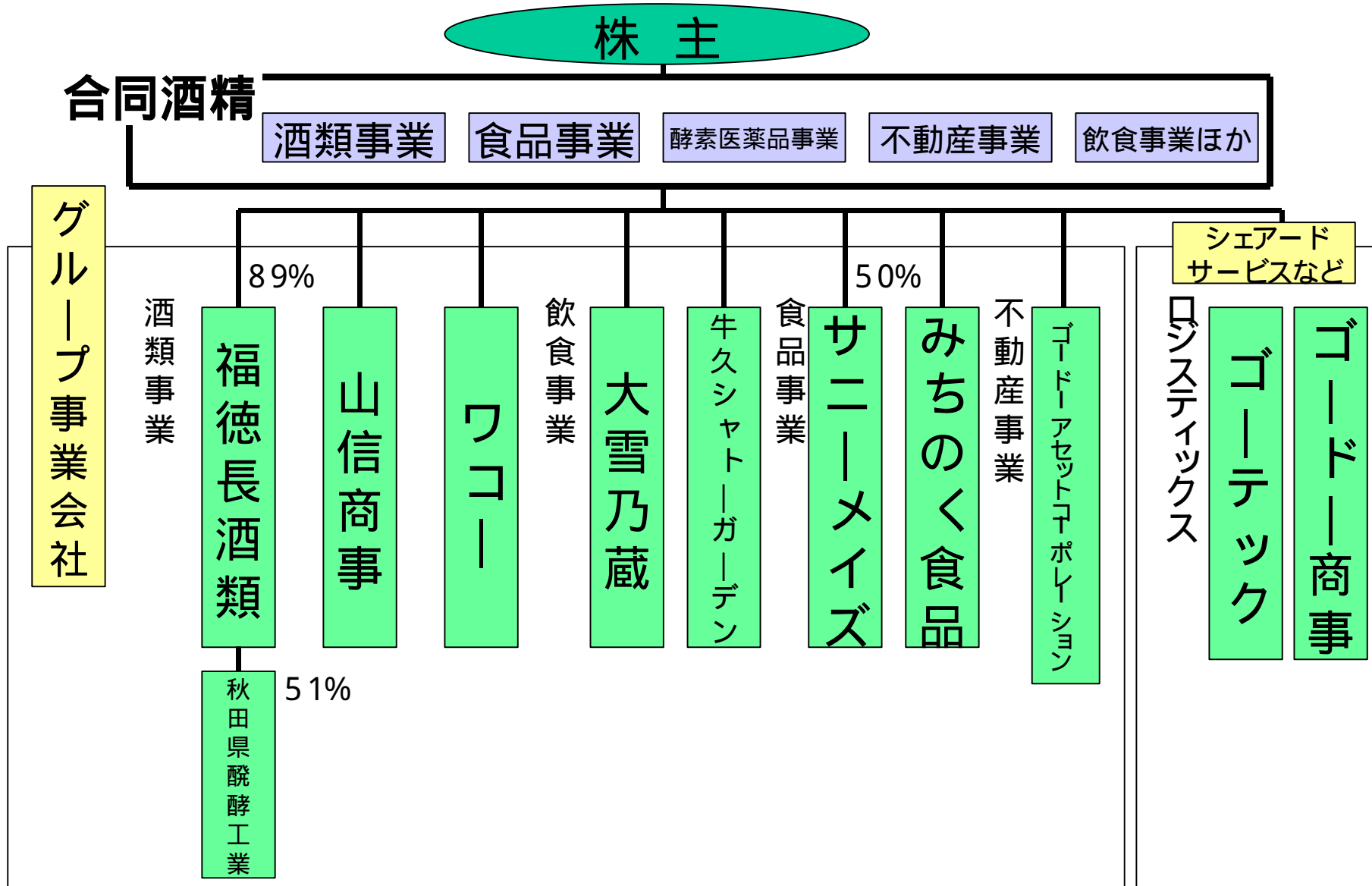
会社分割(分割計画書)決議取締役会	平成15年2月中旬
会社分割(分割計画書)承認株主総会(定時株主総会)	平成15年3月下旬
会社分割期日・分割登記日	平成15年7月1日

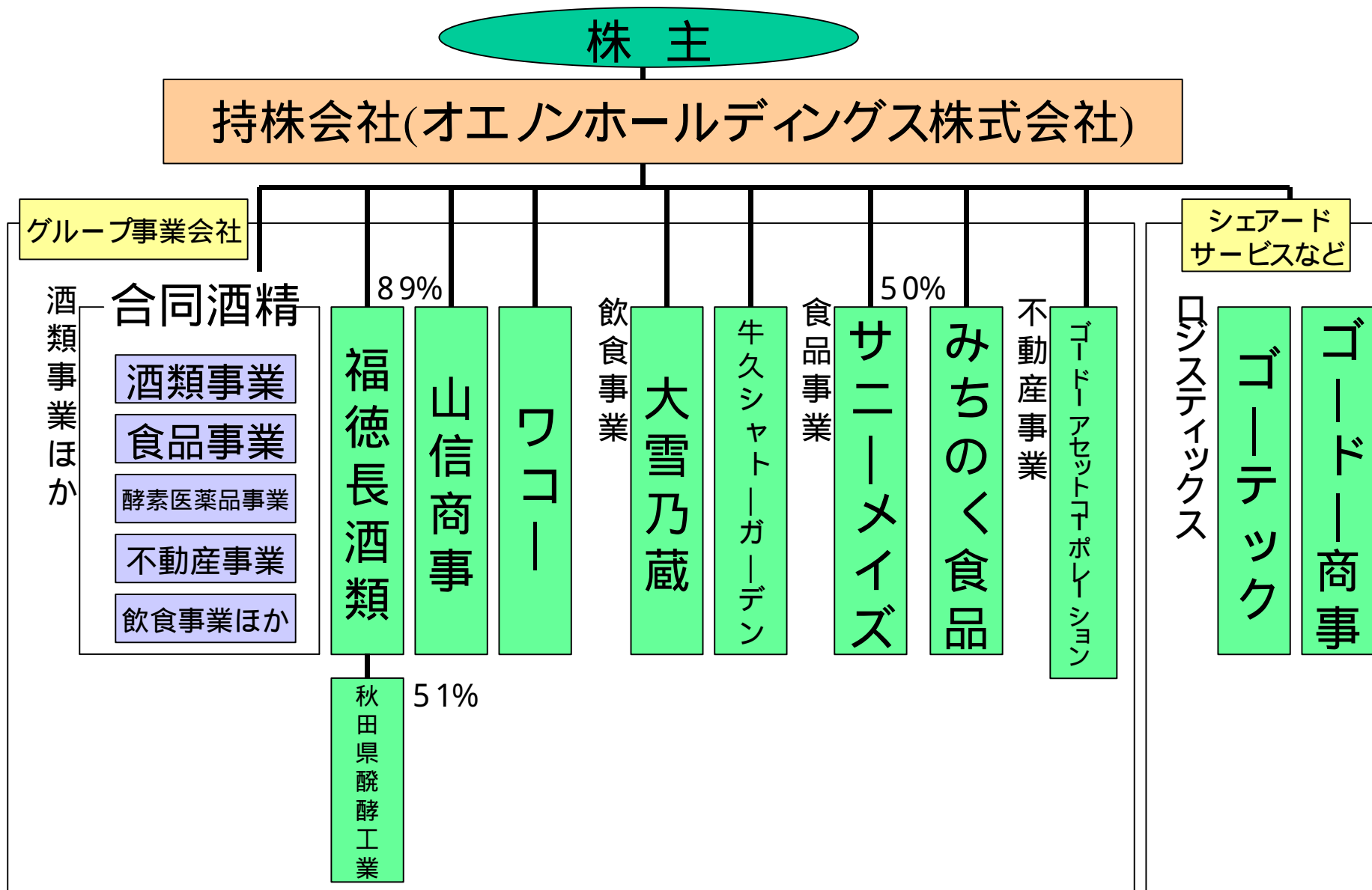
会社分割の詳細内容については、今後分割計画書を作成し、取締役会の決議を経て速やかにお知らせする予定であります。

##### (ご参考資料)

1. 持株会社体制移行前のグループ組織図
2. 持株会社体制移行後のグループ組織図
3. 持株会社の組織と機能について

以上





# 持株会社の組織と機能について

